

平成 25 年 7 月 12 日

長崎三菱信用組合

中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」の認定について

長崎三菱信用組合（理事長：松田裕造）は、平成 25 年 7 月 10 日中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」として認定されましたのでお知らせいたします。

記

1. 経営革新等支援機関とは

中小企業が安心して経営相談等が受けられるために、専門的知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定することで、公的な支援機関として位置付けられています。

2. 実施体制

当組合では、全営業店（12 店舗）及び本部（営業統括部事業所推進室）で、経営状況の分析・経営相談、経営指導・創業支援・事業承継・事業計画の策定支援、実行支援・金融、財務のご相談を承ります。

以 上

<本件に関するお問い合わせ>
長崎三菱信用組合 営業統括部
095-861-4161